

第3期幕別町地域福祉計画(素案)

(令和2年度～令和6年度)

幕 別 町

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
第2章	人口構造の変化	
1	人口の推移	3
2	人口の推計	3
3	世帯の動向	4
4	世帯構成の動向	4
5	出生の動向	5
6	要介護高齢者の見込み	5
7	障がい者の状況	5
8	生活保護の状況	6
第3章	計画の理念と目標	
1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	SDGsを踏まえた計画の推進	8
4	施策の体系	9
第4章	施策の実現に向けて	13
[資料]		
1	幕別町地域福祉計画策定委員会委員名簿	29
2	幕別町地域福祉計画策定委員会への諮問	30
3	幕別町地域福祉計画策定委員会の答申	31
4	幕別町地域福祉計画策定委員会の協議経過	32
5	幕別町地域福祉計画策定委員会条例	33

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国の社会福祉は、先行きが不透明な経済状況や高齢化に伴う社会保障費の増大等により、大きな改革が迫られています。私たちが生活する地域社会も、人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前前に共有していた地域住民相互のつながりが薄れてきています。さらに、子どもや高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもりなど、個別課題についての多様化も見られます。

さらに、少子高齢化の急速な進行や単身世帯の増加、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死、高齢者や障がいのある方の消費者被害等、様々な社会問題が増加しており、社会的孤立といった課題への対応が求められています。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要となってきています。

また、住民の健康意識については、子どもの頃からの食育、特定健康診査や介護予防事業の推進等により増進が図られてきている一方で、がん・心疾患の死亡率の増加やメタボリックシンドローム等の問題も生じており、健康意識の増進や生きがいを持った生活の実現のために、地域の中で医療・介護の面から支えていくような仕組みの推進は、ますます重要となってきています。

こうした中、社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画を高齢者の福祉、障がいの福祉、児童の福祉その他の福祉分野の上位計画として位置付け、各分野における共通的な事項や包括的な支援体制の整備について盛り込むこととしています。

本町では、平成22年度に『第1期幕別町地域福祉計画』を、平成27年度に『第2期幕別町地域福祉計画』を策定し、住民・行政が一緒になって目指すべき地域社会へ向けた施策を進め、様々な課題に取り組んできましたが、地域社会を取り巻く環境の更なる変化に対応するため、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を計画期間とする『第3期幕別町地域福祉計画』を策定します。

2 計画の位置付け


本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本町のまちづくりの指針である「第6期幕別町総合計画」における地域福祉分野の施策を具体化するものです。

また、「第7期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第5期幕別町障がい福祉計画・第1期幕別町障がい児福祉計画」、「幕別町子ども・子育て支援事業計画」、「まくべつ健康21（中間評価）改訂版」などの個別計画と整合性を図るとともに、これらの計画を地域において総合的に推進するための計画として策定します。

さらに、幕別町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と連携を図るとともに、近年の地域における多様な福祉課題解決のため、福祉分野以外の各種計画などとも協働し、より地域福祉の向上を目指すものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度(2020年度)を始期とし、令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第6期幕別町総合計画 (平成30年度～令和9年度)					
第7期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (H30～R2)	第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(予定) (R3年度～R5年度)				
第5期幕別町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 (H30～R2)	第6期幕別町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(予定) (R3年度～R5年度)				
幕別町子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)	第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画(予定) (R2年度～R6年度)				
第2期まくべつ健康21(健康増進計画) (H25年度～R4年度)					
第2期幕別町地域福祉計画 (H27～H31)	第3期幕別町地域福祉計画 (R2年度～R6年度)				
					
○幕別町社会福祉協議会策定計画					
地域福祉実践計画(追加) (H29～H31)	地域福祉実践計画(予定) (R2年度～R6年度)				

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、識見を有する者及び公募による者15人で構成する幕別町地域福祉計画策定委員会を設置し、個別の福祉施策(保健医療施策、高齢者福祉施策、障がい者福祉施策、児童福祉施策等)の展開の状況について点検を行い、総合的な地域福祉を推進するための地域福祉計画を策定しました。

第2章 人口構造の変化

1 人口の推移

幕別町の人口は、ほぼ横ばい傾向にあります。年齢階層別の状況では、15歳未満の人口が減少し、65歳以上の人口割合が年々増加しており、少子高齢化が一段と進んでいます。

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口	26,080 人	26,868 人	26,547 人	26,760 人	26,898 人
15 歳未満	4,200 人 (16.1%)	4,086 人 (15.2%)	3,731 人 (14.1%)	3,542 人 (13.2%)	3,341 人 (12.4%)
15~64 歳	16,905 人 (64.8%)	16,713 人 (62.2%)	15,945 人 (60.1%)	15,173 人 (56.7%)	15,052 人 (56.0%)
65 歳以上	4,952 人 (19.0%)	6,069 人 (22.6%)	6,867 人 (25.9%)	8,025 人 (30.0%)	8,505 人 (31.6%)

資料：平成12~27年は国勢調査、平成30年は住民基本台帳人口(10/1現在)
 ※年齢不詳者の数や少数点以下の処理により、各項目の和と合計が一致しない場合がある。

2 人口の推計

幕別町人口ビジョンにおける人口推計は、次のとおりとなっています。

総人口は徐々に減少し、令和22年の総人口は23,085人となる一方で、高齢化はさらに進み65歳以上の人口は7,678人、高齢化率は33.3%と推計します。

区 分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	26,649 人	26,003 人	25,152 人	24,227 人	23,085 人
年少人口 (0~14 歳)	3,407 人 (12.8%)	3,281 人 (12.6%)	3,187 人 (12.7%)	3,020 人 (12.5%)	2,909 人 (12.6%)
生産人口 (15~64 歳)	15,277 人 (57.3%)	14,653 人 (56.4%)	13,941 人 (55.4%)	13,373 人 (55.2%)	12,498 人 (54.1%)
高齢者人口 (65 歳以上)	7,965 人 (29.9%)	8,069 人 (31.0%)	8,024 人 (31.9%)	7,834 人 (32.3%)	7,678 人 (33.3%)

資料：幕別町人口ビジョン

3 世帯の動向

世帯数が増加傾向にある反面、一世帯当たりの人員は減少しています。

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
世帯数	9,342 世帯	10,126 世帯	10,359 世帯	10,944 世帯	12,429 世帯
一世帯当たり	2.8 人	2.7 人	2.6 人	2.4 人	2.2 人

資料：平成12～27年は国勢調査、平成30年は住民基本台帳世帯数(10/1現在)

4 世帯構成の動向

三世代世帯の割合が低下し、核家族世帯は横ばい、単身世帯を含むその他の世帯の割合が増加しています。

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯	6,358 世帯	6,883 世帯	6,918 世帯	7,235 世帯
(構成比)	(68.1%)	(68.0%)	(66.8%)	(66.1%)
三世代世帯	891 世帯	748 世帯	678 世帯	516 世帯
(構成比)	(9.5%)	(7.4%)	(6.5%)	(4.7%)
その他の世帯	2,093 世帯	2,495 世帯	2,763 世帯	3,193 世帯
(構成比)	(22.4%)	(24.6%)	(26.7%)	(29.2%)
合計	9,342 世帯	10,126 世帯	10,359 世帯	10,944 世帯

資料：国勢調査

*核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と未婚の子、ひとり親と未婚の子のみの世帯

三世代世帯：親、子、孫で構成されている世帯

その他の世帯：核家族世帯、三世代世帯以外の世帯（主として単身世帯）

*小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。

5 出生の動向

幕別町の出生数は、その年によって多少の上下はありますが、北海道と同様、減少傾向にあります。

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	幕別町	出生数	189 人	168 人	175 人	158 人
		前年比	4 人	▲21 人	7 人	▲17 人
	北海道	出生数	38,190 人	37,058 人	36,695 人	35,125 人
		前年比	▲496 人	▲1,132 人	▲363 人	▲1,570 人

資料：人口動態統計

6 要介護高齢者の見込み

高齢者の増加及び長寿命化に伴い、年々要介護認定者及び認定率は増加する傾向にあります。

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和7年
要支援1	269人 (16.1%)	254人 (15.0%)	263人 (15.0%)	274人 (14.8%)	266人 (11.9%)
要支援2	227人 (13.6%)	225人 (13.3%)	236人 (13.5%)	246人 (13.3%)	324人 (14.5%)
要介護1	350人 (20.9%)	373人 (22.0%)	380人 (21.7%)	400人 (21.6%)	472人 (21.2%)
要介護2	297人 (17.8%)	306人 (18.0%)	323人 (18.4%)	337人 (18.2%)	422人 (19.0%)
要介護3	195人 (11.7%)	195人 (11.5%)	200人 (11.4%)	214人 (11.6%)	277人 (12.4%)
要介護4	183人 (11.0%)	193人 (11.4%)	198人 (11.3%)	219人 (11.9%)	260人 (11.7%)
要介護5	149人 (8.9%)	150人 (8.8%)	152人 (8.7%)	158人 (8.6%)	206人 (9.3%)
合計	1,670人	1,696人	1,752人	1,848人	2,227人

資料：第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2018」における推計値

7 障がい者の状況

身体、知的、精神障がい者のいずれも増加傾向にあります。特に、精神疾患で自立支援医療（精神通院）を利用する人が増加しています。

(1) 身体障がい者の状況

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
交付件数	1,296件	1,324件	1,316件	1,346件

※身体障害者手帳（各年3月末現在） 福祉課調査

(2) 知的障がい者の状況

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
交付件数	251件	260件	268件	278件

※療育手帳（各年3月末現在） 福祉課調査

(3) 精神障がい者の状況

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
交付件数	127件	136件	148件	157件

※精神障害者保健福祉手帳（各年3月末現在） 福祉課調査

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の状況

区 分	平成26年	平成28年	平成29年	平成30年
交付件数	337件	369件	368件	406件

※自立支援医療受給者証 十勝総合振興局調査

※平成26年は12月末現在、平成28～30年は3月末現在

8 生活保護の状況

幕別町における生活保護世帯数は、近年、横ばいの傾向にありますが、年金受給額の減少や病気による解雇、非正規雇用の増加等により、依然として高い水準にあります。

区 分	被保護世帯	被保護人員	保護率
平成 25 年	221 世帯	330 人	11.7 ‰
平成 26 年	231 世帯	355 人	11.9 ‰
平成 27 年	269 世帯	389 人	12.8 ‰
平成 28 年	269 世帯	382 人	14.0 ‰
平成 29 年	275 世帯	384 人	14.1 ‰
平成 30 年	275 世帯	376 人	14.0 ‰
平成 31 年	273 世帯	371 人	13.8 ‰

※十勝総合振興局「生活保護実施状況」（各年3月末現在）

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

現在の地域社会は、少子・高齢化や核家族化の進行、経済情勢を背景とした生活困窮等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄となり相互扶助機能が低下してきています。

このため、幕別町のすべての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、地域の住民が互いに協力し支え合う地域社会を築くことを目標に、第2期計画を継承し、「第3期幕別町地域福祉計画」の基本理念を次のように定めます。

地域でともに支え合い 健やかに安心して暮ら せるまちづくり

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

誰もが、互いを認め合い、困ったときに互いに助け合う「やさしさあふれるまちづくり」を目指します。

基本目標2 とともに支え合うまちづくり

誰もが、人と人とのふれあいを大切にし、住みよい地域づくりに参加する「ともに支え合うまちづくり」を目指します。

基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり

誰もが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに「自立した生活を送ることができるまちづくり」を目指します。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

誰もが、安全で快適な環境の中で、「安心して生活することができるまちづくり」を目指します。

3 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディ・ジーズ）は、持続できるというSustainable（サステイナブル）のS、開発というDevelopment（ディベロップメント）のD、目標であるGoalの複数形Goals（ゴールズ）のGとsの略語であり、日本語訳として「持続可能な開発目標」とされています。

このSDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際社会の共通目標で、持続可能な世界を実現するために、17の大きな目標と169のターゲット及び232の指標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、先進国と発展途上国が一丸となって取り組んでいます。


我が国においても、2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指し、取組を進めています。

本町では、「第3期地域福祉計画」の各種施策がSDGsの推進につながるものと考え、SDGsの視点を取り入れ、基本理念、基本目標の達成に向けた、各種施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 施策の体系

基本目標	取組の方向	施 策
<p>1 やさしさにあふれるまちづくり</p>	<p>1 子育てにやさしい環境づくり</p>	<p>(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供 ・幼児期の学校教育・保育の充実  <p>(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業の推進 ・子育て支援のネットワークづくり ・児童の健全育成  <p>(3) 特に支援を必要とする子どもへの取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実 ・ひとり親家庭の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実等  <p>(4) 子どもの貧困対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・生活支援の充実 
	<p>2 地域福祉活動を担う人材の育成</p>	<p>(1) 福祉意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進 ・地域福祉に関する理解を深める取組の推進 

基本目標	取組の方向	施 策
1 やさしさにあふれるまちづくり	2 地域福祉活動を担う人材の育成	<p>(2) 地域福祉活動を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動を担う人材の育成 ボランティアの養成 
2 ともに支え合うまちづくり	1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	<p>(1) 地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で支える仕組みの充実 地域サロン等交流機会の促進  <p>(2) 協働のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくり支援事業 
	2 地域福祉を支える団体活動の推進	<p>(1) 社会福祉協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会活動支援  <p>(2) 地域福祉を支える団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等の活動支援 民生委員・児童委員協議会の活動支援 
3 自立した生活を送ることができるまちづくり	1 健康づくりの推進	<p>(1) 健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症予防と重症化予防 健康に関する生活習慣の改善 健康を支え、守るための社会環境の整備 

基本目標	取組の方向	施 策
3 自立した生活を送ることができるまちづくり	1 健康づくりの推進	<p>(2) 医療との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療との連携   
	2 福祉サービスの適切な利用の推進	<p>(1) 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・断らない相談・支援体制の構築 ・いのち支える体制の強化        <p>(2) 情報提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供体制の整備   
	3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実	<p>(1) 高齢者福祉の支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な介護サービスの提供 ・高齢者の就労支援 ・高齢者の生きがいのづくりの推進 ・認知症施策の推進 ・ひとり暮らし高齢者等の支援 ・介護者への支援体制 ・介護予防施策の推進      <p>(2) 障がい者の自立支援と社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解促進 ・障がい者の生活支援の充実 ・障がい者の雇用・就業の推進 ・発達支援システムの確立     

基本目標	取組の方向	施 策
3 自立した生活を送ることができるまちづくり	3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実	<p>(3) 低所得者等の福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者福祉の推進 ・生活困窮者の自立支援 
	4 切れ目のない権利擁護システムの推進	<p>(1) 人権を尊重する社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の啓発 ・配偶者からの暴力被害者への支援 ・高齢者や障がい者の権利擁護  <p>(2) 成年後見制度等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の推進 ・日常生活自立支援事業の活用推進  <p>(3) アイヌの人たちへの福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの人たちへの生活支援・活動支援 
4 安心して生活できるまちづくり	1 安全で快適な環境づくりの推進	<p>(1) 生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境の確保  <p>(2) 災害時に備えた体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援体制と地域防災力向上対策の重要性 ・町民一人ひとりが取り組むこと ・地域が取り組むこと ・事業者が取り組むこと ・行政が取り組むこと 

第4章 施策の実現に向けて

基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

1 子育てにやさしい環境づくり

【現状と課題】

核家族化の進展、共働き家庭の増加や子どもの貧困の深刻化などが進み、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、子どもの権利や最善の利益を考慮した子育てを社会全体で支援していく必要があります。

【施策の方向性】

次代を担う子どもたちが家族の豊かな愛情のもとで健やかに育つこと、また、子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境をつくること、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支え合う地域づくりを目指します。

(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等

《幼児期の学校教育・保育の一体的提供》

少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携を含め、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備に努めます。

《幼児期の学校教育・保育の充実》

核家族化や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も幼稚園や保育所等において、施設整備や保育サービスの充実に努めます。

(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進

《地域子ども・子育て支援事業の推進》

家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」など、地域の子育て支援の充実に努めます。

《子育て支援のネットワークづくり》

地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、利用者への情報提供に努めるとともに、地域住民が子育てへの関心や理解を深め、地域社会が子育て家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。

《児童の健全育成》

地域社会の中で異年齢の子ども同士の遊びや学習など様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくりに努めます。

(3) 特に支援を必要とする子どもへの取組の推進

《児童虐待防止対策の充実》

児童虐待は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼすものであり、未然予防の重要性や早期発見、早期対応が求められています。

このため、子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力し総合的な支援に努めます。

《ひとり親家庭の自立支援の推進》

ひとり親家庭は、子育てを行う上で、生活の基盤が不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。

このため、ひとり親家庭が安心して子育てでき、自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

《障がい児施策の充実等》

障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。

また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。

(4) 子どもの貧困対策の推進

《相談・生活支援の充実》

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、相談対応が全ての支援の出発点なることから、関係する機関が共通認識のもと、子どもの支援の視点で各種支援につながるよう相談や生活支援の充実に努めます。

2 地域福祉活動を担う人材の育成

【現状と課題】

困ったときに助け合うことができる、やさしさにあふれたまちをつくるためには、すべての人がかけがえのない存在であることを認め合い、尊重し合うことが大切です。

地域福祉活動は、支援を必要としている人だけのものではなく、お互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らしていくための地域づくりにつながることを地域に住むすべての人々が認識し、新たな支え合いの仕組みを理解することが必要です。

【施策の方向性】

誰もが地域社会の一員であり地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動の担い手を育てていくため、福祉教育の推進、地域交流活動の推進など、地域に暮らすさまざまな人とふれ合う機会を通じて、認め合い尊重し合う心を育てる取組を推進します。

(1) 福祉意識の醸成

《福祉教育の推進》

地域福祉を推進していくためには、家庭や地域、学校などのさまざまな場において、福祉教育を推進していくことが必要です。

このため、学校や福祉関係者との連携のもと、次代を担う青少年が福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり支え合おうとする意識を啓発するとともに、地域福祉活動への参加に結びつくよう努めます。

《地域福祉に関する理解を深める取組の推進》

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている現状を踏まえ、住民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材の確保や組織の育成に努め、高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりを推進します。

(2) 地域福祉活動を担う人材の育成

《地域福祉活動を担う人材の育成》

地域福祉活動は、活動を行う「人」によって支えられており、地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題となっていることから、地域福祉に対する地域住民の意識や気運を高めるとともに、福祉関係者との連携のもと地域の核となる役割を担う人材の育成に努めます。

《ボランティアの養成》

地域の福祉活動を積極的に推進する上で、ボランティアは幅広い分野で大きな役割を果たすことが期待されています。

ボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターと連携を図りながら、活動に関する情報提供や相談体制を充実し、ボランティアの養成に努めます。

基本目標2 とともに支え合うまちづくり

1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進

【現状と課題】

住民間のつながりが希薄化し、相互扶助機能が低下している中、地域で暮らす方の中には、様々な問題に直面しながら、その対応に不安を抱えている方が少なくありません。

本町に住む多くの人たちは、高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができることを望んでおり、地域全体が家族のように助け合い、支え合うという意識が必要です。

住民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、関係する機関・団体・行政と一緒に、豊かな町づくりを考えていくことが必要です。

【施策の方向性】

住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができるよう、「生きがい」や「楽しみ」を持ち続け、活気に満ちた生活を送ることにより「ひきこもり」をなくし、地域内活動の参加を促進し、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを推進します。

このため、地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、協働のまちづくりを推進するとともに、地域住民やボランティアなどによって運営されている地域サロン等の交流機会の促進に努めます。

(1) 地域福祉活動の推進

《地域で支える仕組みの充実》

民生委員・児童委員や地域との連携により、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある人を地域で見守る体制の充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における事業者や団体に協力を得て実施している「高齢者見守りネットワーク事業」を推進します。

さらに、地域資源の開発とネットワーク化、ニーズと地域資源のマッチングを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域住民が主体的に行っている見守りや支え合いの活動が地域に広がっていくよう活動を支援することで、支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ります。

《地域サロン等交流機会の促進》

身近な場所で高齢者や障がいのある人などが交流できる地域サロンを促進し、外出の機会づくりや仲間づくり、生活課題の発見に努めます。

また、地域活動支援センターなどでの文化やスポーツ活動、交流活動などを通じて、高齢者や障がいのある人の社会参加を促進します。

(2) 協働のまちづくりの推進

《協働のまちづくり支援事業》

地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する経費の一部を支援します。

住民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりが、より多くの人に理解されるよう今後も情報の提供に努め、「協働のまちづくり検討委員会」において住民要望に即した事業の追加や見直しを図っていきます。

2 地域福祉を支える団体活動の推進

【現状と課題】

地域福祉の課題に対しては、社会福祉協議会や老人クラブなどの関係機関、団体と地域との連携により解決することが求められています。

現在、さまざまな民間の福祉活動団体により、各種サービスが提供されていますが、このような団体同士が連携・協力し、地域住民の活動を支援する基盤を作ることが重要であり、それぞれの団体が有する専門的な知識や能力を共有し、効果的・効率的な活動を行うことが求められています。

【施策の方向性】

社会福祉協議会や老人クラブ、民生委員・児童委員協議会などの関係機関・団体などの連携・協力により、福祉に関する情報交換や活動を担う人づくりを進め、地域住民と関係機関・団体などによる円滑な地域福祉の推進に向けた体制づくりを推進します。

(1) 社会福祉協議会との連携

《社会福祉協議会活動支援》

社会福祉協議会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置付けられており、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間にいる要援護者の生活支援や地域福祉活動の拠点の場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。

誰もが安心して暮らすことができる福祉社会の実現のため、町の福祉施策と連携した事業を実施する幕別町社会福祉協議会の活動を支援します。

(2) 地域福祉を支える団体の活動支援

《ボランティア団体等の活動支援》

制度の谷間にあつて福祉サービスを利用できない人のニーズや日常生活の困りごとへの対応など、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティア団体等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要になることから、ボランティア団体等の活動を支援します。

また、地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

《民生委員・児童委員協議会の活動支援》

社会奉仕の精神で、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている民生委員・児童委員の職務の遂行が円滑に行われるよう支援し、地域で支え合う福祉社会の実現を図ります。

基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり

1 健康づくりの推進

【現状と課題】

医学の進歩や生活環境、食生活の改善により、日本は世界有数の長寿国となった一方で、自動車や家電製品の普及、食生活の欧米化により、脳血管疾患・糖尿病・心臓病などの生活習慣病が増えてきています。

今後、ますます高齢化が進む中で、一人ひとりが健康に関心をもち、高齢になっても地域との交流を大切にしたい、ライフステージに合わせた健康づくりが必要です。

【施策の方向性】

要介護の原因となる脳血管疾患・認知症・運動機能低下を予防するため、中高年期からの健康づくりを推進して、健康寿命の延伸を目指します。

また、住民一人ひとりが地域で孤立することなく、生きがいのある生活が送れるよう、住民同士のつながりの構築にも努めます。

(1) 健康づくりの推進

《生活習慣病の発症予防と重症化予防》

特定健康診査やがん検診等の定期受診を継続できるように、受診勧奨の強化や受診しやすい健診体制の整備を行います。メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組みます。

《健康に関する生活習慣の改善》

栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、適正な飲酒・喫煙習慣の改善、歯・口腔状態の改善をライフステージに合わせて取り組みます。

《健康を支え、守るための社会環境の整備》

自分自身の取組（自助）、家族や地域等の支援（共助）、行政や関係機関等の支援（公助）のそれぞれの立場で健康づくりに積極的に取り組むため、情報共有や多分野連携を推進します。

(2) 医療との連携

《医療との連携》

誰もが健康で安全な生活を送るために、必要な時に安心して適切な医療を受けられる体制の確立や疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するため、保健・福祉と医療の連携に努めます。

2 福祉サービスの適切な利用の推進

【現状と課題】

町民が抱える課題を早期に発見し、適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大変重要です。相談者に対して、福祉制度や福祉サービスに関してわかりやすく情報提供することや適切な福祉サービスを選択できるように、相談窓口を整備強化する必要があります。

また、相談者は複数の課題を抱えているケースが多かったり、誰にも相談できず地域から孤立する場合があることから、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や状況に応じて関係する専門機関に適切につなげていくという相談・支援体制の強化が必要となっています。

【施策の方向性】

町民が抱える福祉課題をより柔軟に、早期に解決していくためには、日常的な困りごとから専門的支援を要する相談までを担う人材や支援機関が必要であることから、それぞれが役割を認識し、担当領域における知識や対応技術の向上に努めます。

また、保健・医療・福祉等、さまざまな相談にワンストップで対応できる相談体制の構築や福祉制度や福祉サービス等について分かりやすい情報提供、障がい等に配慮した方法による情報提供に努めます。

(1) 相談体制の充実

《相談体制の充実》

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、身近な地域での相談機関の機能充実を図ります。また、町の保健福祉に関する各分野の連携を進め、サービスを必要とする町民がわかりやすく利用しやすい相談体制の充実に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育・労働などの多様な相談に応じることができる総合相談窓口「札内住民相談室」の周知に努めます。

地域にある関係機関・団体だけでは対応が困難な場合は、「とち生活安心センター」や「十勝障がい者総合相談支援センター」などの専門的な相談機関につなぎます。

《断らない相談支援体制の構築》

支援を必要とする人は、多様で複合的な課題を抱えているケースが多く、1つの窓口や個々の制度では対応しきれないケースが増えていることから、ひきこもりや介護、生活困窮など、様々な課題にワンストップで対応するため、「断らない相談支援体制」を構築し、福祉制度につながりにくい人を継続的に支援できる体制の構築に努めます。

《いのち支える体制の強化》

連携体制の強化を目的に庁内に設置した「いのち支える連携会議」において、保健、福祉、教育等関係各課が連携し、自殺の動機につながりやすい様々な社会的要因のある町民に対し、適切かつ総合的な支援に努めるとともに、関係職員を対象に、人材育成を目的とした研修を実施することで、自殺対策に係る体制強化に努めます。

(2) 情報提供体制の整備

《情報提供体制の整備》

福祉・保健・医療など、地域で安心して生活するために必要な情報を集約できる仕組みづくりを推進するとともに、多様化・複雑化するニーズに対応し、適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備を進めます。

3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実

【現状と課題】

福祉サービスは、利用者が主体的にサービスを選択する利用制度となったことから、利用者が満足でき、質の高いサービスを提供するための取組を進める必要があります。

多様化・複雑化する町民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会やNPO法人等によるさまざまなサービスの参入を促進することも必要です。

また、自ら支援を求めようとしないことや認知症などによりサービスを選択することが困難といった理由から、いわゆる「サービス未利用の要支援者」となっている方への対応も求められています。

【施策の方向性】

福祉サービスの充実と事業者と連携した多様で質の高いサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、支援の必要な方が確実に支援を受けられる仕組みづくりに努めます。

(1) 高齢者の支援体制の充実

《適切な介護サービスの提供》

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅での介護を支援するとともに必要な介護基盤サービスの整備を促進します。

また、高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。

《高齢者の就労支援》

高齢者就労センターは、豊富な経験や技能をもった60歳以上の方を会員とし、臨時的かつ短期的な就業の場を提供することにより、活力ある高齢社会の実現に重要な役割を果たしており、今後も高齢者の多様化するニーズに応えられるよう、人材の確保を進めるとともに高齢者就労センターの理念にあった雇用機会の拡大を図られよう支援に努めます。

また、働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するため、企業等に働きかけを行うとともに、情報提供に努めます。

《高齢者の生きがいづくりの推進》

高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」と自立した生活ができるよう環境の整備を図るとともに培った能力や経験を生かし社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなどの生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。

また、老人クラブは、会員数の減少、特に若い世代の加入が進まないことが課題となっていますが、代替性のない地域力として、高齢者が生きがいをもち、安心して住み慣れた地域社会で生活することを目指すために、その機能が維持されていくよう支援します。

《認知症施策の推進》

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症に関する正しい理解の普及啓発を図ります。認知症になっても出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を推進します。

また、認知症高齢者が徘徊しても、安全に日常生活に戻ることができる高齢者等SOSネットワーク事業の体制充実と徘徊高齢者家族支援事業により、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集う認知症カフェの開設や運営を支援します。

《ひとり暮らし高齢者等の支援》

ひとり暮らし高齢者等が年々増えていく中で、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、高齢者見守りネットワーク事業による見守りや、各種在宅福祉サービス事業により日常生活を支援します。また、急病等の緊急事態が発生した場合でも、迅速に救護できる体制や、孤立死の防止に向けた取組として、安否確認の体制の充実を図ります。

《介護者への支援体制》

介護者等が、日頃から抱えている不安や悩みごとなどを相談できる地域包括支援センターを中心として、在宅介護支援センターとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。さらに、身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品等の一部を助成し、在宅介護の継続を支援します。

《介護予防施策の推進》

介護予防は、運動機能の向上や栄養改善、認知症予防といった、心身機能の改善のような高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域における「活動」や、「社会参加」といった、高齢者を取り巻く環境へのアプローチにも力を入れ、地域の中に「居場所」や「役割」をつくり、人と人とのつながりの中で、地域においてリハビリテーション専門職等を活用した住民同士が支え合うコミュニティを形成し、結果として介護予防につながるような「地域づくり型の介護予防」を目指します。

(2) 障がい者の自立支援と社会参加

《障がいへの理解促進》

障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中でも自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要であることから、「地域における福祉啓発の推進」や「障がいへの理解教育の促進」、「ふれあい広場に対する支援」、「ヘルプマーク・ヘルプカードなどの障がい者マークの周知活動」などにより、地域住民の障がいへの理解促進に努め、町民全体で助け合う社会の実現を目指します。

《障がい者の生活支援の充実》

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいの状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備を促進します。

また、障がいのある人の中で就労が困難である人や通院等で経済的に困窮している障がいのある人の経済的自立への支援に努めます。

《障がい者の雇用・就業の推進》

障がいのある人の社会参加と生きがいづくりや経済的自立のため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会を中心に就労支援を引き続き推進します。さらに「まくべつ就労促進かふえ」を継続し、関係機関とも連携しながら、障がいのある人自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の開拓を進めるとともに、障がいの特性に応じた就労支援対策を推進します。

また、「障がい者職場体験事業」、「障がい者チャレンジ雇用事業」の継続実施をはじめ、一般就労が困難な人に対して、障害福祉サービスの就労継続支援事業を活用し、一般就労に向けた支援を行います。

《発達支援システムの確立》

相談支援体制や情報提供、専門職による療育機能の充実を図るとともに、心理士による評価・判定を実施するなど、乳幼児期から成人期までの発達上の困り感を持つ子どもや家族のニーズ、ライフステージに応じた支援体制の構築・強化を推進します。

また、地域資源の活用、関係機関の連携強化を促進するとともに、ニーズに応じた支援がライフステージごとに継続されていくことを目的に、個別支援計画およびサポートファイルの活用を促進します。

(3) 低所得者等の福祉の推進

《低所得者福祉の推進》

低所得者の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図ります。

《生活困窮者の自立支援》

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、実施主体である北海道と連携を取りながら必要な支援に努めます。

4 切れ目のない権利擁護システムの推進

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、知的・精神障がい者など、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とされている人を狙った詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的虐待が問題となっており、地域における相談窓口や見守り活動の充実に加え、実効性・継続性のある権利擁護の取組が求められています。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が十分でない人にとっては、福祉サービスの利用にあたって、その選択や契約手続きが自力では行えないことから、サービスを必要とする人が、適切なサービスを安心して受けられるための権利擁護体制の整備が求められています。

【施策の方向性】

高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DVに対する予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関と連携を図りながら、体制の整備に努めます。

また、認知症などで判断能力が低下した高齢者や障がい者などの権利擁護のため、相談体制の充実と成年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図ります。

(1) 人権を尊重する社会の形成

《人権意識の啓発》

地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて、誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動を行うとともに、帯広人権擁護委員協議会により、毎月第3水曜日に開設されている特設人権相談を継続して支援します。

《配偶者からの暴力被害者への支援》

配偶者からの暴力は、問題が潜在化しやすく、被害が深刻化する特性があることから、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応に努めます。

また、状況に応じて配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害防止の措置及び被害者の相談・一時保護を行うとともに、一時保護後の自立などの支援に努めます。

《高齢者や障がい者の権利擁護》

高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のため、相談窓口の体制整備を図るとともに、地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。

また、虐待防止等に関する啓発普及に努めます。

(2) 成年後見制度等の推進

《成年後見制度の推進》

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の活用を推進します。

そのため、本町における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関に指定し関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。

《日常生活自立支援事業の活用推進》

社会福祉協議会が取り組んでいる、判断能力が不十分な方を対象とした福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの「日常生活自立支援事業」について、普及・啓発を通じた支援に努めていきます。

(3) アイヌの人たちへの福祉の推進

《アイヌの人たちへの生活支援・活動支援》

アイヌの人たちの生活の安定及び福祉の向上を図るため、生活館の運営事業を継続するとともに、安定した生活が営めるよう相談体制の充実に努めます。

また、アイヌ協会の運営の支援を行うとともに、アイヌ文化の保存と伝承のための活動も支援していきます。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

1 安全で快適な環境づくりの推進

【現状と課題】

誰もが、住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らすためには、生活環境の向上が重要であり、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めていくことが必要です。

また、大規模な災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での自主的な活動が重要となることから、「幕別町地域防災計画」において、災害時における住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）それぞれが担うべき事項を確認し、日ごろから町民の防災意識の醸成に努め、総合の協力体制を構築しておくなどの備えが必要です。

【施策の方向性】

公共施設や公営住宅などの公共建築物及び道路等の整備においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、景観の向上と地震などの災害に対応した整備に努めます。

また、災害に備え自主防災組織の育成及び支援を図るとともに、地域における避難訓練に協力するなど、災害発生時に町民が迅速に避難することができるよう地域防災力の向上に努めます。

さらに、災害時の避難に困難が想定される高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した避難対策を講じます。

(1) 生活環境の整備

《良好な生活環境の確保》

高齢者や障がい者に配慮し、公共施設や移動手段などのバリアフリー化を進め、これらを円滑に利用できる環境を整備するとともに、景観とユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指します。

また、地震災害などに強い公共施設等の建設や改修に努めます。

(2) 災害時に備えた体制の整備

《要配慮者避難支援体制と地域防災力向上対策の重要性》

災害発生時においては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等のいわゆる要配慮者が被害を受けることが多いとされています。

しかしながら、これまでの災害において、要配慮者が避難を行う上で最も頼りにされ活躍したのは、他でもなく地域住民であり、地域内交流が盛んな地域ほど避難がスムーズに行われたとされています。

このことから、災害が発生し、又はその恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者について、円滑かつ迅速に避難がなされるよう、予め支援が必要な者を「避難行動要支援者」（以下、「要支援者」という。）としてその把握に努め

ることが必要です。

そのため、災害基本法第49条の10第1項に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報保護に留意しながら、緊急時に対応できるよう地域ごとに組織する自主防災組織や、民生委員・児童委員を始めとする関係者と情報の連携を図り、災害に強い福祉のまちづくりを目指すことが必要です。

また、災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況又は応急救護など速やかな対応が求められます。その際、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たします。

また、要支援者の避難誘導及び安全確認等は、震災などの緊急性を考慮すると、行政的対応はおのずと限界があり、地域住民の協力・援助が不可欠です。

これらを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分で守る」という精神のもと地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を図ることに努めます。

《町民一人ひとりが取り組むこと》

- ・ 防災のしおりを参考に、常日頃から非常持ち出し防災用品及び備蓄品を準備し、「自助」による防災力を高めます。
- ・ 災害に備えて、災害区分（地震・津波時、洪水時、土砂災害時）ごとに示されている指定緊急避難場所や指定避難所を確認し、日頃から災害を想定した準備を心がけます。
- ・ 隣近所にどのような人が住んでいるか把握します。
- ・ 万が一の災害時には、自身や家族の安全避難を第一に考えるとともに、隣近所の安否も確認し、必要に応じて適切な機関に連絡できるよう心がけます。
- ・ 日頃から、地域等での防災訓練や防災に関する講習会等に積極的に参加するとともに、地域の交流等にも参加するなど、自らが防災力を高めるよう努めます。

《地域が取り組むこと》

- ・ 地域住民相互の交流を図り、安心・安全な地域社会の構築が図られるよう努めます。
- ・ 行政から示される「避難行動要支援者名簿」を参考に地域において、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時の支援体制の整備に努めます。
- ・ 災害時の「共助」としての自主防災組織の育成を図るとともに、避難訓練等を実施し、地域の防災力の向上に努めます。

《事業者が取り組むこと》

- ・ 地域での避難訓練や防災活動に協力、支援を行います。
- ・ 災害時における支援体制を整備します。
- ・ 自主的な防災組織の設置を図ります。
- ・ 浸水想定区域の要配慮者利用施設は、洪水時の避難確保計画を作成するとともに、避難の確保を図るために必要な訓練を実施します。

《行政が取り組むこと》

- 災害対策基本法第49条の10第1項及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、住民生活課、福祉課及び保健課が協力し避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、災害時に活用できるよう、情報の把握、管理、更新を図り、災害時における連携体制を構築します。
- 要支援者に対して、災害時の迅速な避難や安否の確認等のため、本人の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者、機関に名簿を提供するなど情報共有体制を構築します。
- 要支援者に、日頃から災害時の情報伝達方法、支援体制、対応方法等を周知します。
- 要支援者支援体制構築のため、研修会や講演会等の開催、広報紙等を活用し住民への周知を図ります。
- 福祉避難所及び備蓄品等について、計画的に整備します。
- 自主防災組織の防災活動を支援するため、出前講座などで「協働のまちづくり支援事業」の周知と活用を呼び掛け、自助・共助機能の強化を図ります。
- 住民相互の活動を支援し、安心安全な地域社会の構築が図られる取組を推進します。
- 日頃から、民生委員・児童委員、自主防災組織、関係機関等との連携を図り、見守り活動、支援体制を構築します。

1 幕別町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	分野	各種機関・団体等
委員長	林 郁 男	社会福祉関係者	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会
副委員長	小 尾 一 彦	学識経験者	教育委員会
委員	尾 藤 欣 二	社会福祉関係者	障害者団体連絡協議会
	原 田 啓 二		幕別町こども会育成連絡協議会
	景 山 倫 照	保健医療機関関係者	医療法人社団景山医院
	成 田 啓 介	社会福祉関係事業者	社会福祉法人幕別真幸協会
	宮 澤 恵 子		社会福祉法人ひまわり
	岡 田 益 美	地域活動団体関係者	幕別町老人クラブ連合会
	吉 川 民 之 輔		公区长【幕別地区】
	工 藤 伸		公区长【札内地区】
	佐 藤 博 志		公区长【忠類地区】
	横 山 宏	学識経験者	民生委員児童委員協議会
	橋 本 信 幸	町民（公募）	
	町 田 芳 子		
	前 野 義 雄		

2 幕別町地域福祉計画策定委員会への諮問

幕福祉第1078号

令和元年7月24日

幕別町地域福祉計画策定委員会

委員長 林 郁 男 様

幕別町長 飯 田 晴 義

幕別町地域福祉計画の策定について（諮問）

幕別町地域福祉計画の策定について、幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）第2条の規定に基づき諮問いたします。

3 幕別町地域福祉計画策定委員会の答申

幕 福 祉 第 号

令和2年3月 日

幕別町長 飯 田 晴 義 様

幕別町地域福祉計画策定委員会

委員長 林 郁 男

幕別町地域福祉計画の策定について（答申）

令和元年7月24日付け幕福祉第1078号にて当委員会に諮問された幕別町地域福祉計画の策定について、慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、ここに答申します。

4 幕別町地域福祉計画策定委員会の協議経過

- 令和元年度（平成31年度）
 - 第1回（令和元年7月24日）
 - ・地域福祉計画の進捗状況について
 - ・地域福祉計画について

 - 第2回（令和元年12月19日）
 - ・地域福祉計画の策定について

 - 第3回（令和2年3月 日）
 - ・地域福祉計画の策定について
 - ・幕別町地域福祉計画に係る答申について

5 幕別町地域福祉計画策定委員会条例

○幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、幕別町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な事項について協議するため、幕別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） その他計画策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、住民福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

幕別町地域福祉計画

発行日 令和2年3月

発行者 幕別町（住民福祉部福祉課）

〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地1

TEL : 0155-54-6612

FAX : 0155-54-3839

E-Mail : shakaifukushi@town.makubetsu.lg.jp